平成２５年（フ）第８１号
群馬県太田市新道町1386番地１　コーポエルムⅡ－103号、前住所群馬県安中市板鼻3306番地６
破産者　阪口　裕司
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８３号
群馬県太田市岩松町710番地６
破産者　渡辺　博樹
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１０５号
千葉県香取郡多古町北中1229番地15
破産者　潮田艶こと　王　　彦
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８２３号
横浜市旭区東希望が丘133番地１　希望が丘第３コーポラスＡ棟501号
破産者　林　美和子
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７２号
横浜市旭区都岡町28番地４　横浜・鶴ヶ峰ダイヤモンドマンション305号
破産者　藤本　正義
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０号
山梨県山梨市小原東720番地―Ｃ―632
破産者　松戸　　実
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸沢奥35番地
破産者　伊藤　　清
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第７号
和歌山県海南市重根451番地１
破産者　桝田石油店こと　桝田　　聰
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
和歌山市北野229番地の１　ライオンズ208号
破産者　中尾小夜子
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
和歌山県東牟婁郡串本町西向796番地の１
破産者　前田　竹夫
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３１号
岡山県津山市加茂町塔中183番地２
破産者　齋藤　弘道
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１５号
徳島県板野郡板野町矢武字宮ノ西４番地
破産者　河野　　裕
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９２号
愛媛県松山市井門町170番地１
破産者　亀島　一郎
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
宮崎市鶴島１丁目10番12号　コージーマンション鶴島Ⅰ―202号
破産者　藤田　友和
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第５７号
栃木県小山市駅南町３丁目17番20号　メゾンドオランジュ102号
破産者　塚本　淳一
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字和泉60番地８
破産者　谷川かおる
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第７４９号
福岡市南区塩原１丁目５番12号
破産者　松田よし子
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６号
山形県米沢市中央７丁目５番２―14号　ライフステージ中央Ａ棟101号室
破産者　由井　弓枝
１　決定年月日　平成25年11月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１９６号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方407番地、前住所埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川289番地１
破産者　小松﨑桃子
１　決定年月日　平成25年11月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０５号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3638番地３
破産者　モレロ　ルイスこと　モレロ　ルイス　エンリケ　ストルト
１　決定年月日　平成25年11月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１７号
埼玉県行田市大字持田2754番地サンライズ行田101
破産者　青木　弓子（旧姓坂口）
１　決定年月日　平成25年11月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部